

議会運営委員会

平成24年5月30日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎中西 和夫 ○木澤 正男 中川 靖広
小野 隆雄 飯高 昭二 辻 善次
嶋田 議長

2. 理事者出席者

総務部長 西本 喜一

3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏 同 係 長 安藤 容子

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 木澤委員、中川委員

委員長

おはようございます。

改選後はじめての委員会でございますけれども、前回と同じメンバーということで、またことし1年よろしく願いいたします。

それでは、全委員出席されておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

会議録署名委員には木澤委員、中川委員を指名いたします。

両委員にはよろしく願いをいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

まずはじめに、協議事項（1）平成24年第2回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

①会期日程につきましては、3月19日の議会運営委員会で確認いたしました日程案のとおり、6月4日（月）から6月20日（水）までの会期17日間ということで決定をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

平成24年第2回斑鳩町議会定例会は、6月4日（月）から6月20日（水）までの会期17日間ということで決定させていただきます。

次に、②の付議予定議案についてを議題といたします。

総務部長に出席を願っておりますので、付議予定議案について総務部長から概要説明を受けることといたします。 西本総務部長。

総務部長

それでは、平成24年第2回定例会の付議予定議案につきましてご説明をさせていただきます。

予定しております提出議案数は、議決案件が10件、それから諮問案件が1件、承認案件が6件、認定案件が1件、同意案件が1件、報告案件が3件の合計22件でございます。

まず議決案件でございます。議決案件のうち、外国人登録法の廃止に伴います条例改正等の議案が5つございまして、議案の上から3つ、斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例について、斑鳩町遺児福祉年金条例の一部を改正する条例について、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、そしてこの議案の中の下から2つ目と3つ目、西和衛生試験センター組合規約の変更について、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、この5つの議案の改正内容につきましては、まとめてご説明をさせていただきますと、外国人登録法が平成24年7月9日付で廃止され、住民基本台帳法の一部を改正する法律が同日施行されますことから、外国人登録に関する規程や文言の削除等、それぞれ所要の変更を行うものでございます。

続きまして、上から4つめ、平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ207万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ82億5,207万6千円とするもので、歳入については、消防団員4名の退職に伴う退職報償金の受け入れ、歳出につきましては、東福寺にある公園敷地の一部が個人所有地への越境をしていることがわかり、越境部分を買取りすることから200万円の増額補正と、消防団員への退職報償金の支払い207万6千円の増額補正と、町立野外活動センターの廃止に伴い、構造物の解体撤去を行うため412万4千円の増額補正をそれぞれお願いするもので、その財源として、予備費で612万4千円の充当をお願いするものでございます。

次に、平成23年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございますが、昨年5月の地方公営企業法の一部改正により、利益の処分については議会の議決が必要となったことから、議決をお願いするもので、平成23年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金として5,011万6,020円のうち減債積立金に300万円、利益積立金に300万円、建設改良積立金に3,000万円を積み立て、残り1,411万6,

020円を24年度へ繰越す処分を行うものでございます。

次に、（仮称）地域交流館整備工事請負契約の締結についてでございます。この案件は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、予定価格が5,000万円を超えることから、工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものであり、去る5月15日に指名競争入札を行い、その落札者と契約を行うもので、契約の相手方は、有限会社栗原工務店、代表取締役 栗原征、契約金額は9,870万円であり、工期は議会議決後、平成25年3月5日までの259日間でございます。

次に、斑鳩西小学校（本館西棟・体育館）校舎耐震補強工事請負契約の締結についてでございます。先ほどと同様に、予定価格が5,000万円を超えますことから、工事請負契約について議会の議決を求めるものであり、去る5月15日に指名競争入札を行い、その落札者と契約を行うもので、契約の相手方は、三和建設株式会社 代表取締役社長 有井邦夫、契約金額は1億27万5千円であり、工期は議会議決後から平成24年8月30日までの88日間でございます。

なお、夏休み期間に工事を行いたく、工期の関係で議決は6月4日、議会の初日をお願いするものでございます。

議案の一番下の、平群町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについてでございます。斑鳩町龍田西3丁目1303番42他、21宅地について、地形的な条件により、本町の住民が平群町公共下水道施設を利用することから、地方自治法第244条の3の規定により、平群町と施設の利用及び維持管理に関する協定を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして諮問案件でございます、人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてでございますが、現委員の松田和枝氏の任期が、平成24年9月30日をもって満了となりますことから、引き続き、松田和枝氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

次に、承認案件でございます。1つめの町長専決処分について承認を求めることについて（平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ83億7,216万4千円とする補正予

算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月30日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

その内容といたしましては、歳入では、寄附金3万3千円の受け入れと、歳出では、寄附者の意向により、2万3千円を斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への積み立てとともに、予備費に1万円を留保させていただいております。

次に、町長専決処分について承認を求めることについて（平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）について）でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,002万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ35億1,279万円とする補正予算について、先ほどと同様に、平成24年3月30日付で専決処分させていただいたものでございまして、議会の承認を求めるものであります。

その内容としまして、歳出では、平成23年度の医療に要する給付見込みの増により4,002万1千円の増額補正を行ったものであります。また、歳入では、給付見込みの増による、国庫負担金で1,360万7千円の受け入れによる補正、また国庫補助金で360万2千円の受け入れ、また県補助金で280万1千円の受け入れをそれぞれ増額補正を行い、なお不足する財源を歳入欠かん補填収入で2,001万1千円の増額補正を行ったものでございます。

次に、町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）でございます。平成24年度の地方税制の改正を内容とする地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、平成24年3月31日に公布され、平成24年4月1日から施行されることとなり、この条例について速やかに整備する必要があったことから、平成24年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、議会にご報告し、承認を求めるものでございます。

その主な内容は、土地に係る固定資産税につきまして、評価替え年度以外の据置年度においても、評価額を下落修正できる特例措置を継続すること、また負担調整措置について、その一部を見直したうえで平成24年度から平成26年度まで継続すること、旧民法第34条の法人のうち、一定

の要件を満たす法人等に係る固定資産税を非課税措置の対象とする改正がされたことに伴いまして、この非課税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告について規定をすること、また、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る居住用財産の買換えの特例等について、譲渡期限を3年から7年に4年間延長する特例を規定すること、並びに法令の改正による条文整理等、所要の改正を行ったものでございます。

次に、町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）でございますが、先の町税条例の専決処分と同様で、地方税法の一部改正により、平成24年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、その内容は、固定資産税と同様に、土地に係る都市計画税における負担調整措置について、その一部を見直したうえで、平成24年度から平成26年度まで継続すること及び法令の改正により条文整理等、所要の改正を行ったものでございます。

次に、町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、先の町税条例及び都市計画税条例と同様で、地方税法の一部改正により、平成24年3月31日付で専決処分をさせていただいたものであり、その内容は、東日本大震災の被災居住用財産の敷地に係る居住用財産の買換えの特例等について、譲渡期限を3年から7年に延長することについて、所要の改正を行ったものでございます。

次に、町長専決処分について承認を求めることについて（平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）でございます。平成23年度の国民健康保険事業特別会計の決算を見込みます中で4億6,470万円の歳入欠かんが生じることから平成24年度の予算から繰上充用の措置を行う補正でございます。このため、既定の歳入歳出の総額に4億6,470万円を追加し、歳入歳出それぞれ35億2,470万円とする補正予算について、地方自治法第179条第1項の既定により、平成24年5月31日付で専決処分をさせていただくもので、地方自治法施行令第166条の2の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、認定案件でございます。平成23年度斑鳩町水道事業会計決算の

認定についてでございます。平成23年度の決算状況につきましては、営業収支は5,970万8,625円の営業利益、また営業外収支では2,745万7,753円の損失となったものの、純利益は3,225万872円となりました。

また、資本的収支では、1億2,296万9,350円に対し、資本的支出は3億3,808万4,707円となり、支出超過額については、損益勘定留保資金等で補填することとした決算内容でございます。

次に、同意案件でございます。斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについてでございます。現委員の寺西宏之氏の任期が、平成24年6月28日をもって満了となりますことから、引き続き、寺西宏之氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

次に、報告案件でございます。ひとつめの平成23年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）でございますが、一般会計におけます火葬場周辺対策事業のほか5事業につきまして、繰越額等についての報告を行うものであります。

次に、平成23年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてでございます。平成23年度の斑鳩町文化振興財団におけます事業報告でございますが、文化振興財団が実施した自主公演事業等は21事業であり、これら事業に要した費用は1,545万7,259円、事業収益は1,535万5,117円で、収支率は99.3%となっております。また、ホール管理・貸与事業費用が1億291万5,810円、図書館管理事業費用は1,347万9,414円でございます。そのように報告させていただきます。なお、この文化振興財団事業報告につきましては、今回の事業報告から、新公益法人会計基準に基づいた様式となっております。会計区分が変更となっているところでございます。

最後に、平成23年度斑鳩町土地開発公社業務報告についてでございます。平成23年度の事業内容でありますけれども、土地開発公社で新たに取得・処分した用地は無く、業務を終えていることの報告でございます。

以上が、平成24年第2回定例会に提出を予定しております議案についての説明でございます。

委員長 ただいま、付議予定議案の概要説明を受けましたが、委員皆さまのほうから質疑等ございましたらお受けいたします。 小野委員。

小野委員 部長、今ね、西小の校舎請負契約の締結について、夏休み中に終わりたいからということで、初日に議決をしてくれっていうことなんですね。私も、総務委員会に所属しておって、88日という数字も、それから夏休み中に終わらなければいけないという、そういうこともわかっとなんねんけどね。その初日にしようと思ったら、他の委員さんらが意見を言う機会というか、いろいろ質疑をかけていくとまがないんですね。総務委員会の打ち合わせ、この委員会には総務の副委員長の木澤副委員長おるんやけど、打ち合わせの段階でね、この議案を事前に説明する段階で、私はもうその文章そのままストレートに読みます。議会議決後88日間という日程、それしか文章出てなかったし、総務委員会でそんなそこまで言う必要ないって言われたらそれまでやけどね。それやったらもっと練っておく必要があったと思うんですよ。それとね、それやったら私はあの時に、体育館を、夏休み前やから、改築せな間に合わないんやということで、工事を体育館のほうへ最初に集中させて、教室なんかは夏休み期間中にやろうと、そういう認識でいたからね。体育館も全部含めて88日間かかるんやというのやったらね、もうちょっとやり方を変えてもいいけるのちゃうかなと。だから私はあくまでも議会、委員会付託、これ今の話やったら委員会付託しないで、初日に議決くれということやからな。ちょっとそれやったらストレートに、あっそうですかと、私は議運のメンバーとしても、総務委員会のメンバーとしても、ちょっと返事には困ると思うんやけどもね。だから、これどうなんかな、ちょっと聞きたいねんけど、総務委員会の打ち合わせのときに、そういう話しも含めて打ち合わせしてはったのか、それとも何もなしで、どっちですか。

委員長 木澤委員。

木澤委員 特にその辺の話は打ち合わせではなかったですね。

小野委員 議運の委員長なんか聞いてはりますか、そういうこと。

委員長 いや別に、何も聞いてません。 小野委員。

小野委員 だからね、ちょっとそれはね、あまりにもね、安易な考え方やと。委員会付託が原則なんですよ。だから議長の祝詞でも、委員会条例のそれを除いて本会議で審議しますということになってくるから、ちょっと工夫してもらわなったら、初日という希望があるのか、なるべく議会の一員としてはね、それに答えたいと思うねんけどね。そこらはどない思っはるのかな。

総務部長 総務委員会で、ご説明は、6月議会の初日ということでのご説明はあったと思うんです。その中で、いろいろ小野委員が夏休みの、特に夏休み前の工事に入る間に、その体育館とかまた利用の状況どうなるんやということでおっしゃられてたと、ご質問されていたと、このように理解しておりますので、今回、今、議運で再度私申しましたけども、総務委員会でその話は出てたと、このように考えておりますので、今回の今説明の中に加えさせていただいたと。特に、本来でしたら、6月の最終日に議決いただくものでございますので、それをご理解いただいて初日に議決いただきたいということで、再度、この場でご説明をさせていただいたということで、ご理解いただけたらと思うんですけど。

委員長 木澤委員。

木澤委員 初日に即決をしてほしいという話は、打ち合わせのときにもありました。僕ちょっと別のことかなと思って誤解していました。

委員長 小野委員。

小野委員 そのことを、説明してるんやったらいいわ。私が聞き漏らしてたんやと思うんやけどね、そうしたらね。だけどね、それをしっかり聞いたら、私

はあの中途半端な質問で終わってないんですよ。まったくね、教育委員会の答弁の仕方は私はものすごく不満を持っていたんですよ、あの時点ではね。だけど、付託された中でもう一度そのことは言えると、私は議案そのものに対してはね、だけどその体育館の利用者に対してのね、対応がものすごく冷たいということは言うてたでしょ、おかしいと。その答弁がね、当たり前やろというような、貸したってるやろというような態度やったからね、もうあの事前のときに、あまり言うてもしょうがないということで、付託された中でこの本会議中に、私は再度話ししようと思っていたんですよ。そういうことにしてあんのやったらね、それではいいけど、私としては、初日にそれらの質疑をただす、議案そのものに対しては別に反対はしませんけどね。それは言わせてもらいたいなど、今からもう議長に頼んでおきます。

だから、今後こういうことをね、安易にね、議会がね、基本としていることを破るんやからね、もっとね、説明をしてそのことを理解してもらうようにね、努めないかん。何かね、夏休み中にせないかんと、もっと工夫あるはずですよ。16日間ですやんか。ね、そうでしょ、4日から20日、16日間ですよ。16日間でね、その今までどおりの原則のことができないかんと、そんな工事なんかと、いうことやしね。その工事のボリュームとか、それらもみんなしっかり出してもらいたい。例えばフローチャートも出してきたらええと思う。仮契約してあるんやからね。その中で、仮に準備工で16日間あったら馬鹿にしているのかって言いますよ。だから、きょうは付託とかいうことで出すのやからね、その議案書を交付の時に、図面とか工事内容というのはいただけてますけどもね、その工程表、どっかに詰めるところあるんちがうかなと、私は思います。

なぜその初日にしなければいけないというね、もっとしっかりしたものを見せてもらわなかったら、なんかね、初日に慌てて議決をほしいねという理由がわからない。夏休み中にしなくてはいけないという、その原則はわかりますよ、そちらの。それやったら、どこにどういう工事、しかも夏休み入る前に体育館の使用についてああいうことを私も言うてる、その中でもものすごい不十分な答弁しかできてない。はじめからもう使われないということは皆承知ですとかね、他の委員さんも言うてたでしょ。今、聞いて

ものすごく不満です、はっきり言って。それだけ言っておきます。

委員長 よろしいですか。他ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということでした承しておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということでした承しておきます。

次に、③の付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。

議事日程と委員会付託表とを合わせてご覧いただきたいと思います。日程順に確認をしていきたいと思います。

まず、会議録署名議員の指名、会期の決定をいたしまして、日程3から日程6まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることといたします。

次に、付託議案の取扱いですが、既に各常任委員会であらかじめ説明がされていることとは思いますが、付託先などについて確認をしたいと思います。

まず、日程7、議案第22号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会へ付託。日程8、議案第23号、斑鳩町遺児福祉年金条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。日程9、議案第24号、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。日程10、議案第25号、平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)については、予算決算常任委員会へ付託。日程11、議案第26号、平成23年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法の改正に伴い、今年度から議決事項とされたものですが、本案については、水道決算に伴うものの

で、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議案第26号については、予算決算常任委員会に付託いたします。

次に、日程12、議案第27号、(仮称)地域交流館整備工事請負契約の締結については、総務常任委員会へ付託。

日程13、議案第28号、斑鳩西小学校(本館西棟・体育館)校舎耐震補強工事請負契約の締結については、さきほどの総務部長の説明にもありましたように、初日に即決をいただきたいということですが、委員会付託を省略し、初日の本会議で即決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

委員長 小野委員。

小野委員 やっぱりね、そんな簡単にこれはことを運んだら私はまずいと思います。だからそれについてはいろいろ考えてもらいたい。ただし、日もないことやから、議会運営委員会で多数決の採決をしてください。

私は反対します。多数決で決まりましたということをお願いします。

委員長 小野委員言われているのは、この議案についてはもう反対はしないということ先言われたよってに。こういう形で進めさせていただいたら、ただ本会議の中でそのことについての質問されるは結構です。

小野委員 だから委員会付託を今、検討しておられるんですが、委員会付託が原則ですから、委員会付託が省略することに対しては、私は異議を、委員会委員としては異議を申し立てます。

委員長 本会議の中でその意見を言ってもらって、それを。
休憩します。

(午前9時30分 休憩)

(午前9時31分 再開)

委員長 再開いたします。今、小野委員のほうから、この案件については安易に即決をしないというような意見も出ております。皆様のほうでこの件について初日で採決をするのか、または委員会付託するほうを取ってそのようにするのか、どちらのほうに持っていったらいいかということをお聞きしたいと思いますけども。 木澤委員。

木澤委員 これ、最終日だったら間に合わないというか、ずらしたりできないんですね。

委員長 休憩します。

(午前9時32分 休憩)

(午前9時41分 再開)

委員長 再開いたします。
先ほどの件について、それに承諾する方の挙手をお願いいたします。

(挙手する者あり)

委員長 賛成多数であります。これでいかさせていただきます。
次に、日程14、議案第29号、西和衛生試験センター組合規約の変更については、厚生常任委員会へ付託。日程15、議案第30号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についても、厚生常任委員会へ付託。日程16、議案第31号、平群町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供す

ることについては、建設水道常任委員会に付託。

ここまでで、議案第28号を除く9議案については、総括質疑ののち、ただ今申し上げましたように、それぞれの委員会に付託することにしたいと思います。

次に、日程17、諮問第3号、人権擁護委員の推薦について意見を求めることについては、人事案件の取扱いの例により、初日本会議にお諮りしていただくことといたします。

次に、日程18、承認第1号、日程19、承認第2号、日程20、承認第3号、日程21、承認第4号、日程22、承認第5号、日程23、承認第6号の以上6件の承認案件については、いずれも町長専決処分にかかる承認案件でありますので、これまでの慣例により、委員会付託を省略し、初日に即決したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

承認第1号から承認第6号までの6議案につきましては、初日の本会議で、その承認について諮っていただくことといたします。

次に、日程24、認定第2号、平成23年度斑鳩町水道事業会計決算の認定については、予算決算常任委員会に付託いたします。

次に、日程25、同意第1号、斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについては、人事案件でございますので、初日本会議においてお諮りしていただくことといたします。

次に、日程26、報告第4号、日程27、報告第5号、日程28、報告第6号の3件については、いずれも報告案件ですので、これまでの例により、本会議初日に報告を受けることといたします。

町長から提出される予定の議案につきましては、以上のとおりですが、ここまでで確認いたしましたとおり付議議案の取扱いをしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、ただ今確認いたしましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますようお願いをいたします。

ここで、確認をさせていただきたいと思いますが、議案第28号と諮問第3号、それから承認第1号から承認第6号までの6議案、また、同意第1号について、本会議初日にお諮りをいたしますが、ただいま申し上げました議案について、皆さんの中で討論等を予定されている議案、あるいはまた、討論の予定があると他の議員さんからお聞きになっている議案がございましたら、議長次第にも関わりますので、あらかじめお聞かせをいただけたらと思いますが、ございませんでしょうか。

木澤委員。

木澤委員

承認第3号と第4号については、討論をお願いします。

委員長

承認第3号と第4号については、現在、討論を予定されているということで確認をさせていただいておきます。

なお、本会議における討論につきましては、賛否の討論者は、従来どおり、それぞれ1名とすることで確認をしておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認をしておきます。

町長提案にかかる議案の取扱いについては、以上で終わらせていただきたいと思えます。

次に、レジメにも書かれておりますように、斑鳩町農業委員会委員の推薦について協議をさせていただきたいと思えます。

現在の議会から推薦いたしました農業委員については、法律上の任期は、平成26年7月までとなっておりますが、議会申し合わせにより任期

は1年ですので、この6月議会で改選をしていただくことになっております。つきましては、本会議初日の全員協議会で各議員さんからご希望をお聞きし、決めていくことになると思います。

そして、6月18日の議会運営委員会で、皆さんに追加議案とすることをご確認いただきまして、最終日に追加上程をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

中川委員。

中川委員 最終日にそれして、7月の農業委員会の総会は、新たな人が出るのかな。

委員長 7月は旧です。
他、ございませんか。

(な し)

委員長 農業委員の推薦については、初日の全員協議会で議員皆さまからご希望をお聞きし、最終日に議案を追加上程するという確認をしておきます。

付議予定議案の取扱いについては、以上で終わらせていただきます。総務部長のほうから他に何か報告等しておくことはございますか。

西本総務部長。

総務部長 特にございません。

委員長 ないようですので、総務部長には他の公務もありますので、ここで退席をしていただくことといたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

(午前9時47分 休憩)

(午前9時47分 再開)

委員長

再開いたします。

続きまして、(2) 陳情書等の取扱いについてを議題といたします。

きょうまでに、要望書1件をお受けしておりますので、その取扱いについてご協議いただきたいと思います。

それでは、まず初めに、この文書を受けた経緯などについて、事務局より説明を願います。 藤原議会事務局長。

議会事務
局長

お手元に配布しております要望書をご覧いただきたいと思います。

これの提出を受けました経緯等につきましてご説明させていただきます。

件名は、「外国資本による土地買収を制限する法整備を求める意見書決議の要望書」ということで、4月6日に、斑鳩町ホームページのトップページに記載をされておりますアドレス宛に、電子メールで送られてきたもので、窓口でございます企画財政課より転送されてきたものでございます。

陳情者は、1ページ目の中ほどに記載されておりますように、斑鳩町在住、近藤明さんでございますけれども、詳細な住所につきましては記載をされておられません。要望の主な内容でございますけれども、住所、氏名の次のこの要望書の目的に書かれてございますように、「次の議会において、「外国資本による土地買収を制限する法整備を求める意見書」の決議をし、国に提出していただきたい」ということでございます。

以上、簡単ですけれども、ご説明とさせていただきます。

委員長

ただ今、局長から説明のありました要望書について、どのように取扱いをするのか、委員皆さまのご意見をお聞きしたいと思います。

中川委員。

中川委員

他の自治体で、こういう外国資本による買収もされているところもあり、また住民の大きな反対運動をされているところもあるということなので、当町としても世界文化遺産のある町でございますので、意見書を提出するかしないかは別にして、委員会に付託していただいたらどうかと思

います。

委員長 中川委員のほうから委員会に付託してはどうかと意見でございますけれども。 小野委員。

小野委員 国のほうでもね、いろいろと、私たちの党といったら失礼ですけども、自民党の議員がいろいろとやっていますのでね。ぜひとも意見書を提出するように、私も働きかけたいと思いますのでね。今、中川委員が言うとおりで、やはり、なかなかこういうことで、あまり気がつかないことやけど、気づいたときには遅いこともあると思いますので、法整備に向けてのということで地方の自治体も意見書提出に持って行きたいと、このように思います。付託先についてはいろいろ検討もあると思いますけれども、付託していただきたいなど、そのように思います。

委員長 木澤委員。

木澤委員 最終的にどういう取り扱いをするかということで、意見書をあげるかどうかはまた別なんですけども。今回これ送ってこられて、住所が斑鳩在住ということしか書いていないことについて、議会として正式に受付をするのかどうかというところもちょっと議論しておくべきかなというふうに思うんですけども。委員さん、中身については、付託の方向だとおっしゃっていただいておりますけども、これどうしたものかなというふうに思うんですが。

委員長 中川委員。

中川委員 この陳情書を提出する場合は、そういう、様式にはやっぱり住所、きちんとした住所、氏名明記の上というような、そういうのは入ってるのかな。

委員長 藤原議会事務局長。

議会事務局長　　いわゆる要望書等につきましては、これまで慣例の中ですね、請願と同じ扱いをするということでございますけれども、ただしですね、住所要件でございますとか、そういったものについては除外するということになっていきますので、これについては少し、この議運のほうで決めていただけたらありがたいと思っております。

中川委員　　どうしてもきちんとした住所がなかったも取り扱えるということで認識したらいいのかなって、今の話ではそうなんかな。ここで諮ってくれということやねんけど。実際に、この人は名前あるんやろな、たぶん。住民登録されているんやろな。それは住民課しかわかれへんねんけども。実際に住民課で見てもらって、いてはるということやったら、このまま受付してっていうんか、取り扱っていったらいいのかなって、私は個人的にはそう思いますねんけどね。

委員長　　木澤委員。

木澤委員　　今回こういうふうに住所のないものを受け付けてしまうと、前例になってしまうかなと、今後、住所がないというものがきても、認めていかざるを得ないような状況にいつってしまうのもちょっとまずいかなと思うんです。ですんで、別の形でね、議員発議でまたしていただくのか、この住所のないものを受け付けてしまうこと自体はちょっとまずいのではないかなというふうに、私は思うんですけど。

委員長　　嶋田議長。

議　長　　以前にメールで送られてきた陳情書ですか、その時に議論していただいたと思っておりますけれども、以前のは住所も書いておられた、氏名も書いておられたということで、押印してなかったも陳情書として取り扱いましょうというお話だったと思っております。

やはり住所がはっきりしていない、ここにお名前書いてあるけれども、それも確認のしようがないということであれば、陳情書として取り扱うの

はどうかと、私は議長としてはそのように考えておりますので、そこら辺だけのことで、内容は別の話ですから、そこら辺のことで、ちょっと煮詰めていただけたらどうかと思います。

委員長 小野委員。

小野委員 住所っていうか、メールのアドレスっていうんですか、これは住所ですからね。それは一応あるから聞くことはできるんやろうと思うねやけどね、やはり今、議長言うようにね、今後これが増えてくると思うんですよ。差出人にしてみたら、アドレス書いているやんかと、住所だけの問題で言ったら、それやったらということで、どないしたということも見ていないのかな、出すだけ出しているという感じでもないのかな。これそうやね、「from」が入っての、これがアドレスやと思う、この人のね。だからここへそれをするのは可能やと思う、住所書いているか、書いていないかということよりも、アドレスはあるんやから。だけど、こういうメールでのやりとりとか全部、いろんな分野でメールでのやりとりしているから、きちっと住所が書いてなかったも、そんで相手がわかるということにもなるんやと思うねんけどね。やっぱり電子メール相手にこちらも話するのはちょっと危険かなと思うしね。もし、この人が後でどうなりましたって聞いてきた場合は、住所出して再度提出してくださいとか、そういう処置をしてもいいのかなと。受け付けてあるから、あれやねんけども、問い合わせくるかもわからへんけどもね。そういうことで、ある程度の書式は、住所書いてもらって、提出してくださいと、言ってきたときですよ。どうなりましたと。それでこのまま置いておくのも、ひとつの、これからの方向付けかなと思いますので、先ほどの意見、付託して審議したいという話は、私は撤回します。

委員長 今、付託してはどうかという意見と、付託しないと両方分かれていますけども、議長言われたように、住所が出ていないものについて、不明瞭な点があるということもございますんで、一応、配布というような形にさせていただいて、あと、その件についてまた木澤委員が言われたように、議員

発議で行っていくのかどうか、いうのも勉強していただくということでどうでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしたら、ただいま議題となっています要望書につきましては、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきたいと思います。

次に、(3) 議長諮問についてを議題といたします。

兼ねてより議長のほうからお話のございました諮問について、本日、文書でいただきましたので、まず、この諮問につきまして議長のほうからお願いいたします。 嶋田議長。

議長 委員会組織というのは、ベストというものはないと思っております。何年か一度に見直していく、必ず変えんなあかんということではないけれども見直していくべきであろうと、思って、議会改革についての諮問をさせていただき、組織を変えていくとなると、定数問題にも触れてくるであろうと思われますので、そのことも併せてお願いしたいと。そして、3月の全員協議会でしたか、長期欠席議員の報酬に関して、全協でちょっとお伺いしたところ、調査研究していったらどうかというお答えをいただきましたので、それも併せて、ご苦勞をおかけするとは思いますが、この1年間、このことについてご検討いただきたい、このように思いまして、諮問させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、議長より諮問を受けましたので、これについて協議をお願いしたいと思いますが、ひとくちに議会改革といいましても、多岐にわたりますので、議論する問題や課題などをしぼったほうが議論がしやすいと思いますし、また、定数問題にも密接に関わってくるものですので、今日のところは、議論の方法や方針などについて、まず決めていただいて、個々の具体的な議論に入っていくほうがいいかと思っておりますので、まず、議論の方法などについて委員皆様のご意見をいただければと思っておりますので、よ

ろしくお願いいたします。 木澤委員。

木澤委員 複数常任委員会制を導入して、一度見直しも行ってきましたけれども、今新たにやってきて、どうやったかということ振り返るとともに、今後の体制についても、検討していくということがひとつあると思いますので、テーマとしては、やっぱり、複数常任委員会制のあり方についてということで議論をしていくなかで、先ほど議長もおっしゃっておられましたけれども、議員定数のことについてもかかってくるかなというふうに思いますので、議会改革といっても、これまでには議会基本条例の学習会もしてきましたけれども、今いっぺんにいくつもできないと思いますので、諮問いただいて、まずやっぱり、常任委員会の体制をどうしていくのかということに絞って議論をしていていってはいかがかなというふうに思います。

それと平行して、長期欠席議員の議員報酬についても、どういう形で定めていくのかというのを、この2点で進めていってはいかがかなというふうに思います。

委員長 他にございませんか。

小野委員 議運という性格上、いろいろと難しい問題もあって、これ2本立てということは、議長としてもいろいろな今までの経緯がありますので、全協でこの2番目のほうは、満場一致で議論してくれとなってるから、どうしても2本立てということになってくる。だから、これを進めていくについて、今後2つあるからということじゃなくて、全部含めての議論をしていけるんじゃないかと思います。

それとまあ、私としては、議長がおっしゃるとおりだと思うんです。やはり議会というのは、今までというたら失礼になりますけれども、前例主義でずっと来ているものが多かったと。こういうことがあるからと、それでは活性化を図れないので、何回か、いろいろ議論しながら、なかなか、そういう時代にそうしたものが、なかなか出来てこなかった。18年ですか、18年の自治法の改正なんかも、当然、私らはそのときに、他の議会

もするんだろうと思って準備を進めていたら、蓋を開ければ、近隣では斑鳩町議会だけでしたから、複数制というのは。やはり何年かに1回は見直しをしながら、改正するところは改正する、それから堅持するところは堅持していく、それは議論を繰り返していくのが私たちの務めやと思うんです。この今、議長から諮問を受けたことを、しっかりと、この議会の委員会で議論していきたい、そのように思います。

委員長 中川委員。

中川委員 テーマについても、議論していくということについても、今、副委員長と小野委員とおっしゃったとおりでいいと思うんですが、この閉会中に、次のこの定例会についての会期日程や付議予定議案、付託予定等の取り扱いについて、という形で、今日、議会運営委員会を開催していただいておりますが、その日とは別に、このテーマだけに絞っての議運というものを開会していただきたいなど、そのように思います。

委員長 この問題に対して、別の日にちを設けて、それだけで進めていくということですね。他は、ございませんか。

(な し)

委員長 そうしたら、今、小野委員、木澤委員のほうからありましたように、今の委員会制度を見直しをかけていくという形で、そういう点で研究していくということで、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 次の課題として、何かひとつ作っといたほうがいいのか、ただ見直しというだけでいいのか、次集まって。

休憩します。

(午前10時05分 休憩)

(午前10時11分 再開)

委員長

再開いたします。

この議論の方法につきましては、次の全員協議会の中で、私のほうから各議員さんにどういう方法で議論していくか、そのいろんな問題点について、意見を聞かせていただきたいということで、文書で上げていただいて、そのまとめをもって、それについて協議していきたいということで進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、2. その他についてを議題といたします。委員皆さまのほうから何かございましたらお受けいたします。

(な し)

委員長

議長のほうから何かございましたら。

(な し)

委員長

事務局から何かありますか。 藤原議会事務局長。

議会事務

1点、ご報告をさせていただきます。

局長

子ども模擬議会についてでございますけれども、お手元に資料をお配りさせていただいておりますように、本年におきましても、8月10日(金)に実施をされますのでご報告いたします。

委員長

それでは、他にご意見等もないようですので、その他についてもこれをもって終わります。

以上をもって、本日の議会運営委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時13分閉会)

